

行ったということになる。延慶本編著者のこのような頼りなさは、「紀原」「木原」の呼び名や意味不明の部分のあることにも認められない訳ではない。

しかし、右のことが直ちに「旧延慶本」から延慶本への展開を認めるということにはならないようである。「旧延慶本」にしても延慶本にしても下染め、伏線という手法で記事を増補している。「旧延慶本」の後白河法皇の側近としての朝方の描出、前関白基房の義仲への助言、延慶本の義仲の知康への不快感の表明など、そのような方法による記事であろう。但し、下染め、伏線という手法は「旧延慶本」で用いられたら、延慶本では用いる余地がないといったものではない。事件に関する逸話は時間を遡る傾向をもっているし、そのような逸話が耳に入った時、編著者が編年体でそれを取りこむということは増補系では普通のことであろう。「旧延慶本」・延慶本で共通した手法、表現は編著者の個性に関するものではないと考えれば、「旧延慶本」から延慶本への展開という見方を否定するものではない。しかし、延慶本の義仲の知康への不快感の表明が「旧延慶本」の独自記事と相容れないということは重大である。「旧延慶本」が延慶本の筋の拠り所とならずに、ただまる写しにすればよい資料といった状態で延慶本編著者に意識されていたことをどう考えればよいのか。「旧延慶本」以外の本に対する下染めを増補しながら、「旧延慶本」も残すという編著者の精神をどう考えればよいのか。

「旧延慶本」から延慶本への展開は論理的な方向へでも、文学的に整った方向へでもなかったということになるが、それでよいのであろうか。

（注一）ここで「旧延慶本」というのは、延慶本・長門本の共通記事のことである。

（注二）高橋伸幸『平家物語割記 長門本』（昭50・9）の小見出し名

によった。

（注三）『人文』第八号（昭59・6）所載。

（注四）拙稿「『旧延慶本』・延慶本（第四）と他本——単独の共通記事を中心に——」『人文』第一三三号（平元・6）の「旧延慶本」と南都本だけにある記事の項で挙げた。

（注五）『人文』第九号（昭60・6）所載。

（注六）注四の拙稿に同じ。

（注七）『人文』第十号（昭61・6）所載。

想を記した。そこで、三三「木曾都ニテ悪行振舞事」との間に「飛躍を感じる」と述べた（本稿でも「文学的になくもがなである」としている）が、この章段の義仲・基房の関係を踏まえて見直すと、義仲の手に余る事態であったことを述べようとしたものかとも考えられてくる。基房が朝廷方と義仲との掛け橋の役を演じていたことを重ねて描出するという方法でこれらの二章段は関りを持つのであるが、同様の手法は延慶本で「大藏卿秦経義仲召」と「木曾都ニテ悪行振舞事」の間に、義仲・知康の仲をめぐって使われている。この「旧延慶本」でも延慶本でも相似た手法が認められるという問題は、前章段の相似た表現の好みのそれに重なる問題であろう。「旧延慶本」に描かれた義仲の心中も興味深い。基房の語る敬虔な清盛像を否定しながら、「我カ腹ノ居マテ」敵には「對向」してやるぞと思いつけるのは、相手が帝王であるだけに実に不敵である。この不敵な義仲は死の床にありながら頼朝追討を遺言する清盛に通じる面を持っていないであろうか。このような「二ナキ命ヲ奪トセム敵」は何者であれ「對向」しないでは置かないと言う義仲が、しかし、「親」の言葉に背くことは出来ないと言つて、法皇達を許すのである。不敵な人物とされながら、義仲は憎めない孝子であったのである。分裂した二面と言うか、不忠・孝行の並存と言うか、ともかく義仲に付き纏う、愛すべき二面を「旧延慶本」はこの心中吐露に描きこんだのに違いない。

三七法皇五条内裏ヨリ出サセ給テ大善大失業忠カ宿所へ渡セ給事

「旧延慶本」

「二人シテ京中ヲ己カマ、ニシケルモ何マテト覚テ危ウクソ見へケル」の表現。

「旧延慶本」・延慶本『平家物語』第四の独自記事・表現（橋口）

延慶本

「白山所領安堵状」^(注二)

三二「宮内判官公朝関東へ下事」で、本文に手を加えながら引き継ぐという方法があったことを指摘したが、「己カママニシ」の校異から想像される分かれ方は「己」「亡」の判別を契機におこったものに違いない。このようにして異文が生じるのは写本ではごく普通のことである。延慶本の「白山所領安堵状」は入手した資料を末尾に加えておいたもので、延慶本はこのようなものを『平家物語』に取り込んで行く傾向があったのかもしれない。

「まとめ」に代えて

前稿「旧延慶本」・延慶本（第四）と他本^(注六)以来、「旧延慶本」と延慶本に敢えて分けて考察したのは、そこに編著者の傾向の差が認められないかということからであった。

願えば、そのようなものが出てこなかった訳ではない。「旧延慶本」の独自記事において「サコソ……ケメ」、「申量無シ」が繰り返されていたけれども、同じ例は延慶本の独自記事には出てこない。また、「旧延慶本」の独自表現の特徴は、主語を入れ、人名を繰り返して強調したり、会話を好む点にあったが、これも延慶本の独自表現の中には認められなかった。一方、延慶本の独自表現の中に出てくる七五調は「旧延慶本」のそれの中にはなかった。右のような点は「旧延慶本」・延慶本の独自性を認める拠り所となり得るのではないかと考える。

このように「旧延慶本」の存在を認めて行けば、三二「尾形三郎平家お九國中ヲ追出事」で、「旧延慶本」の独自記事と延慶本の独自記事の間で矛盾が生じているのは興味深い。「旧延慶本」と延慶本の存在を認める線でこの問題を解釈すれば、延慶本編著者は矛盾を意識せず綴って

三三知康関東へ下事付知康関東ニテヒツ

「旧延慶本」

知康が義仲の狼藉振りを頼朝に報告したところ。「院マテモ不可被セ給召仕ト被申タリ」の表現。

知康の陳述を具体的に記すのは「旧延慶本」だけである。しかし、知康の陳述は「有事 無事 クト キ立テ」と記されているように、知康の個人的な義仲への反感をさらけ出しただけで終わってしまふ。頼朝が知康の陳述を聴き入れないことによつて、知康の責任は動かせないものになったのである。

三三兵衛佐山門へ牒状遣ス事

「旧延慶本」

「山ノ衆徒此牒状ヲ見テ」の表現。

三三木曾八嶋へ内書ヲ送ル事

「旧延慶本」

義仲が東山の僧に「内書」を書かせて、宗盛や時子に送る条。「二位殿モサモヤト被思タリケルヲ」の表現。

延慶本

「無隔憑申へキ由云テ」の表現。

「旧延慶本」は義仲の平家との同盟策を具体的に描こうとしている。松殿基房とも縁戚を作ったのだが、「ヲトナシキ郎等ナムトニ云合スルニモ不及」、「ミメヨキ娘ヤオワスル」と言い遣るのは陰湿で、義仲の卑小化は否めない。興味深いのは、義仲のこの作戦の相手は二位殿時子であり、時子も心動かされたらしく描かれていることである。時子が心乱すのは第五末で重衡との交換条件が示された時である。或いは、

このような時子像と関係があるのであろうか。

三五惟盛卿古京ヲ恋給事

「旧延慶本」

「無慚也」の表現。

「無慚」という表現は前出の三六「木曾六条川原ニ出テ首共懸ル事」に出ていた。従つて、これは「旧延慶本」編著者の好みの言葉と見られるのだが、「木曾六条川原ニ出テ首共懸ル事」には延慶本だけにある表現にも「無慚也」というのがあった。同様の問題が「哀ナリ」にもある。三「左中将清經投身給事」で指摘したように、これは延慶本編著者の好んで用いた表現だが、七「文覺ヲ使ニテ義朝ノ首取寄事」には「旧延慶本」の独自表現として「ト覚テ哀也」というものがある。段落末に編著者の感想を付けることは「旧延慶本」・延慶本に限らないし、その表現も紋切り型が多いので、編著者の個性が出る所とは言えないのかもしれない。

三六木曾依入道殿下御教訓ニ法皇ヲ奉宿事

「旧延慶本」

「ヨクく思惟慮アルヘシ」「サレトモ猶本心ハ不失ケリ仏事善事ニヲシタル人ノ世ニアラハ平家コソ百二十年マテモ保メ弓矢ヲ取習ニナキ命ヲ奪トセム敵ヲハ今ヨリ後モ對向セテハヨモアラシ我カ腹ノ居マテハト思ヘトモ入道殿ヲコソ親ト憑申タレ親方のおほせノアラム事ヲ子トシテはいかてかた、はあるへき不可背ト云事ヨケナルソヲカシけれキ」の表現。

延慶本

「敬モ可奉敬」の表現。

「旧延慶本」の独自表現については拙稿「三」のこの章段の項で感

ケレトモ余ノ心ウサニ」「官ノ御菩提ヲソ奉訪ケル」の表現。

延慶本

「無慚也」の表現。

「旧延慶本」の独自表現の中では後白河法皇の「罪ノフカサ」を皆が指弾したことが注目される。これは次の章段に出てくる法皇自身の嘆きと対をなすものと考えられる。又、「旧延慶本」は明雲僧正と円慶法親王の首が「左右ノ一番」に掛けられたことを繰り返すが、この点は南都本が同一の伝承の上に立っている。

三七宰相脩憲出家シテ法皇御許へ参事

「旧延慶本」

後白河法皇が何回も禁獄されるという自分の拙い定めを脩憲に嘆き訴える部分。

延慶本

「誰カアラム臣邪悪ヲ好テ天ヲ慢リ奉リ冥道」の表現。

延慶本だけにあるものとして挙げた「誰カアラム」の表現は長門本が対句を見誤って一行落としたものであろう。そうすると、この章段末の「良久有テ」以下は「旧延慶本」の独自記事ということになる。ここについても、拙稿「三」のこの章段を扱った項で触れたが、今見直してみると、法住寺合戦の責任は知康を信頼したことだと脩憲が述べて知康批判に傾いて行こうとしている。比較的長い対話といえ、三「尾形三郎平家お九國中ち追出事」の伊榮と伊村のそれが思い出される。「旧延慶本」は比較的長い対話を好んだのかもしれない。又、二つの章段にわたって、一連の記事をしるすことはこれまで延慶本に認められたが、「旧延慶本」にも同一の手法があったのである。

三六木曾院御廐別當二押成事

「旧延慶本」

「判官代ニヤナラマシト申ケレハ今井判官代ハイタクヨキ官ニテハ候ワヌコサムメレト申ケレハ」の表現。

上皇、天皇も関白も、それぞれに年齢や家柄に合致するところがなくて就任不可能となった時、「旧延慶本」の義仲が考えたことは判官代になることであつた。義仲としては祖父為義に並びたいと考えたのかもしれないが、これは兼平から「イタクヨキ官ニテハ候ワヌコサムメレ」と助言される程の卑官である。大体、関白と判官代の差が大き過ぎる。「旧延慶本」は、その差を読者に意識してもらふことによつて、義仲の無知が演じさせる滑稽劇の一齣としているのである。

三二宮内判官公朝関東へ下事

「旧延慶本」

「僻事シタル」「平家世ヲ乱リテ後」「領家本家モ誰哉は覧国司目代モナニヤラム」「何事哉は覧トテ」「事次第分明ナラス」「下人ニシテ下ルり夜ハ公茂りヲ馬ニノセ晝ハ公朝を馬ニ乗テ」知康カ凶害ニテ今度ノ乱ヲ發シタル由」の表現。

「事次第分明ナラス」などを見ると、延慶本・長門本の背後に共通祖本、旧延慶本の存在が窺われるのであるが、延慶本・長門本の旧延慶本の引き継ぎ方は単に書写するという方法だけでなく、本文に手を加えながら伝えていくという遣り方もあつたことが認められる。「旧延慶本」の独自表現の中では、公朝が「知康カ凶害ニテ」と、知康の責任として法住寺殿敗戦を頼朝に報告していることがある。三七宰相脩憲出家シテ法皇御許へ参事」で指摘したように、「旧延慶本」は敗戦の責任を知康に求めようとしていたのだが、ここに明確にそれを打ち出したわけである。

「在々所々ニ強盜竊盜無憚テ」「其比奈良法師法皇ヲ歌ニヨミマヒラセテソワラヒケル」の表現。

「旧延慶本」は知康が二回の使者に立ったという手のこんだ設定をしている。一回目の時には「尋常」な返事だったことを考えれば、既述の延慶本「高倉院第四宮可位付給之由事」の義仲の知康への不快感が直接ここから発したとも見がたい。延慶本は、「尋常」な返事をする義仲をもたない、「旧延慶本」以外の本をもとにしていたという奇妙なことになるのであろうか。都に這入ってからの狼藉を「悪事」と捉えることは前述の三「兼康与木曾合戦スル事」にも見られた。又、基房が義仲に忠告するというのは、後述の三六「木曾依入道殿下御教訓ニ法皇ヲ奉宿事」を思わせるが、聴き入れられないのなら、文学的にはなくもがなであろう。

三三木曾可滅之由法皇御結構事

延慶本

「釈尊在世之時」「何かニ成リヌル世ノ中ソ」の表現。

三四木曾怠状ヲ書テ送山門事

「旧延慶本」

「ヒエノ坂本ヲ通ラム時衆徒輒ク通サシトテ」「山門へ送リタリシニヨリテ衆徒木曾ニ与力シテケレハ」其後木曾都へ打入テ狼藉ナノメナラス山門ノ領ニ所モ不置ケレハ衆徒契ヲ変シテ」の表現。

この章段は延慶本・長門本・源平盛衰記だけに見られるものである。源平盛衰記に比べれば、「旧延慶本」は以前の経緯を簡明に繰り返して、展開を明らかにしようとしているようである。

三五木曾法住寺殿へ押寄事

「旧延慶本」

「依テカ何ニ預リ天助ニモ可有人ノ怒モナレハ」「ヨモタマラシ速ニ引テノキ候ヘヤ」「無慚トモ云量無シ」「香染ノ御衣ニ皆水精ノ御念珠持給テ殿上ノ小侍ノ棲戸ヲ」「大居ニ倒レ給ケルヲ兵ヨテ」「御輿ニテ東門ヨリ出サセ給ケルヲ兵馳ツ、イテ追落シ奉リケレハ」「其外人ハ不見一人モ大方トカク申量更ニ無シ」「後二人ニ語ケルトカヤ」の表現。

延慶本

「木曾カ方兵ニハ仁科次郎盛家高梨ノ六郎高直根井幸親同男楯六郎親忠樋口次郎兼光今井四郎兼平以下者共」「三ケ度ヲヒタ、シクコソ聞ヘケレ」の表現。

「旧延慶本」の独自表現、「依テカ何ニ」「後二人ニ」については、拙稿(注七)のこの章段を扱った項で述べたこと以上に付け加えるものはない。今、「旧延慶本」の独自表現を見わたすと、明雲僧正、円惠法親王の高貴な出で立ちとその最期に関するものが多いことに気付いた。又、「旧延慶本」はここで「申量無シ」という表現を二回も使っている。延慶本では第三本の俱利迦羅嶽の夜討ちの時、義仲軍の鬨の声の聞こえ方「ヲヒタ、シクソ」を、ここにも使っていることに注目すべきだろう。

三六木曾六条川原ニ出テ首共懸ル事

「旧延慶本」

「左ノ一ノ首ニハ」「右ノ一ニハ」「天ニ仰地ニ臥テ」「無慚トモ愚」「法皇ハ古ニモコリサセ給ワス又カ、ル云甲斐無事引出サセ給テ万人ノ命ヲ失ハセ給」我御身モ禁獄セラレサセ給ヘル事責ノ御罪ノフカサ先ノ世マテモウタテクナムトソ貴賤上下遠近親疎躰ヲシテソ申合ケル」「房官」「是ヲ奉見テ人目ハツ、マシ

廓^をモ構ヘヌニ「周章^{さほき} タリケリサハ有ケレトモ暫クコラヘテ」
「少シ恥ヲモ知り名ヲモ惜ム程ノ者^は一人モ不殘」妹尾コソ最後
ニ余ニアワテ、「其上又小太郎^{うづめし}モ恨テ^{前には}コソ有ラメト思ヘハ」
シカ木ヲ指シ矢間ヲアケ「兼康カ此山ニ籠タムナルハイツクニ有
ヤラム^{とて}セコヲ入テサカ^{させよものとも}セ ト云ケレハ聞モアヘス」の表現。
倉光の下人が義仲に報告するところ。

延慶本 「敵五人討取テ」「敵アマタ射トリテ」の表現。

「旧延慶本」は兼康のしたたかさを強調することでこの章段を始め
る。「猿古兵」「隙有ハ木曾ヲ打ントソネラヒケル」「謀ニカク振舞ケル」
と説明を畳みかけるのは、南都本と対照的な手法と言つてよからう。
又、兼康が義仲に暇を請う場面、倉満の下人が義仲に経緯を報告する
場面、兼康が小太郎との討ち死にを決意する場面には独自の台詞が多
い。「旧延慶本」が対話の場面を新しくつくり、台詞に独自のものを多
くもっていることは既に大「木曾京都ニテ頑ナル振舞スル事」の章段
で指摘した。更に古「平家九國ヨリ讃岐國へ落給事」で取りあげたこ
とに關係があるが、人の名前をよく出している。例えば、倉光と連れ
だつて下向する途中で兼康が思う「倉光ヲ妹尾マテ^相具シテ下リヌル
者ナラハ新使トテ國ノ者共モテナシテム^す又悦ヒスル者モアラハ倉光
ニ勢ツキテハイカニモ叶シ」の表現は源平盛衰記に類似の文があるけ
れどもそこに○印を付けた「倉光」の語はない。「旧延慶本」はこのよ
うに人名をしつこいまでに出して、兼康の恐れを強調するのである。
もう一つ、独自の表現には繰り返しが多い。「親キ奴原アマタ候ヘハ」
「御儲ヲモイトナマセ候ワム」「スカシテ暇^をエテ」はこの章段中の他
所で使われている表現であり、「恥ヲモ知り名ヲモ惜ム程ノ者^は」は後
の三五「木曾法住寺殿へ押寄事」に類似の表現がある。延慶本は小太郎

と郎等の最期を華々しく描こうとしているが、「足ヤミテ臥タル」小太
郎が五人もの敵を討ち取るのは出来過ぎではないかという気がする。

三三山合戦事^{付諸寺諸山被成宣旨事}
「旧延慶本」

「敵ニ向テ弓ヲモ引カス太刀ヲモヌカス」「十郎藏人後ヲ顧タリ」
「摂津^{の國}へ落ニケリ平家ノ勢^{いふしろ}後ニシコミケレハ行家散々ニ射破^は
ラレテ」の表現。

延慶本

「諸寺諸山被成宣旨事」「平家追討ノ宣旨事」。「スキナアラセソ」
「源氏四手ノ勢へ向テ心ヲ一ニシテ」の表現。

「旧延慶本」・延慶本の右の独自記事・表現については、前述の「(二)」
のこの章段の項の中で述べている以上に新たに加えることはない。

三三木曾都ニテ悪行振舞事^{付知康ヲ木曾カ}
「旧延慶本」

基房が義仲に忠告したこと。知康の第一回の使者。「木曾カ、ル
悪事ヲ振舞ケル事ハ」木曾カク^{よしなか}キラ／＼シクハ申タリケレトモ
京都ノ狼藉^{あへて}猶^猶不止ケレハ又知康ヲ御使ニテ相構^をテ此狼藉止ヨ
天下泰平トコソ祈ル^中事ナルニ乱リカワシキ事無詮ト仰^{被仰下}アリケ
レハ木曾此度ハ氣色アレテ目モ持アケスワ御使^{この}ヲハ誰ト云ソト
問^{ければ}壹岐判官知康ト申ナリト云ケレハ「鼓ニテモワセ銅拍子^{はとひやうし}
ニテモワセ義仲カ申タル旨ヲ院ニ申サレネハコソサ様ニ狼藉ヲス
ル^{らんものをもからめんつかいさゝるらめなど}ト云^{ト云}沙汰有ル^事ナレ道トモ不覚ト云^{みちを}
テ事外ニシカリケレハ知康サラハ^罷帰ラ^なムト云ケレハ木曾ソヘ
ニ帰ラテハ何事ヲシ給ヘキソ」の表現。

延慶本

言フ」「猫殿ノ御殿人ヤ候ト申タリケレハ」「^{是に}候トテ参タリケレハ是ハ猫殿ノ御ワケソ給ワレトテトラセタリケレハトカク申二不及^縁提下へ投入タリケルトカヤ」「人形カ道祖神カトソ見ヘシ」「留カネテ候」「ホレくトシテ」の表現。

延慶本

「帯引付テ」の表現。

「旧延慶本」の独自表現の最初にあげた「ヲカシカラサルヘキ」はこの章段の義仲の言動についての評「浅猿クヲカシカリケリ」を繰り返したものである。編著者の狙いがこのような方向にあるので、義仲の様子を「ヲヒタ、シキ様ニ」「ホレくトシテ」と形容し「人形カ道祖神カ」と警えるのも彼の仕業に違いない。しかし、だからと言って、笑われるのは義仲だけではないようである。「サテハ人コサムナレ」と義仲に驚かれる中納言光隆は義仲主従の言動によって完全に相対化され、その戸惑い振りが聴衆の笑いを誘うという仕組みになっている。このように義仲と光隆が演じる滑稽な舞台を編著者は登場人物の台詞を多く付けることで作っている。独自の表現の半分が会話文であることに注目してもらいたい。「旧延慶本」が他本にない会話文をもっていることは、既述の「伊榮之先祖事」の大蛇と娘のそれなどでも認められる。

大丸嶋津合戦事

「旧延慶本」

「是ヲ見テ」「カタヘ指ウケ」「門脇中納言教盛次男」「随仕ム事ヲハ不可願」「已尅ヨリ未ノ下^至マテ隙アリトモ不見ケリ」「今ハ叶シト思テ郎等我身共ニ」「奥ノ方ヘコキ去ケル程二船ハ少シ浪風ハハケシカリケリ」「打モラサレタル」「取物モ取アヘス匍々都へ逃

上ル」「安高」の表現。

延慶本

「アマフネツリフネニモ」「各ノ心ヲ一ニシテ命ヲオシムヘカラス軍ハカウコソスルナレ」の表現。

「旧延慶本」の独自表現には「カタヘ指ウケ」「已尅ヨリ未ノ下^至マテ」「奥ノ方」「安高」のように具体的な事柄が多い。振りかえってみると、「高倉院第四宮可位付給之由事」の「上臈女房ニテ」、「平家人々宇佐宮へ参給事」で北政所が加えられていることや「七疋」という数など、「旧延慶本」にはこのような具体的な表現が多いようである。しかし、このことは別に「旧延慶本」だけの特徴という訳ではなく、延慶本にも「尾形三郎平家九國中追出事」の「山ワラウツニ」など、同様のものが認められる。

二兼康与木曾合戦スル事

「旧延慶本」

「兼康ハ猿古兵ニテ」「^{内々は}便隙有ハ木曾ヲ打ントソネラヒケル」「薪取」「何事ニ付^てモ心憂」「思心深カリケレハ、謀ニカク振舞ケル」「親キ奴原アマタ候ヘハ」「木曾尤可然トテ」「又悦ヒスル者モアラハ」「フレ巡リ」「御儲ヲモイトナマセ候ワム」「近隣ノ者共驅催テ」「^{にてあるに}別所トテ寺アリ」「石弓ヲハリ、木曾ヲ待懸タリ」「高名シタル者ノ、何ニシテ兼康ニハ無云甲斐置出レテ」「理ヤ」「武士ヲ入ナムトシテ木曾殿ニ悪事ヲ奉勸レハ、^{悪行つもりて}年来、本社、御トカメモヤ有ラムソ、モ不知」「御崇リニテ、^{くらみつと云}無甲斐」「スカシテ暇エテ平家ノ御方ヘマイレ」「山ヒコ、タマノ如ニ匍テ通り」「郎等ヲモ持タル輩ハ」「妹尾ニ留テアリケルカ」「カキツケタル者アナタコナタヨリ」「夫モ物具シタル者七八人ニハ不過ケリ」「未城

十四平家九國ヨリ讃岐國へ落給事

「旧延慶本」

「ヲキノ方」^{を存せんもの}「二心」^ハ「留り候ワムスラムアシコ、コエ渡セ給テ者共カ奉背^{人々×まいらせ候ハ}ハ中々悪ク候ナムト」^ハ「只此ニ渡セ給ヘキナリ」^等「阿波国住人ヲ始トシテ」^其「何事モ成良カ計申ニ任ラレケレハ四国者共随彼心ト振舞ケル中ニ伊予ノ河野四郎通信計ソ不參ケル」^其「人々ニ被合仰ナムトシケレハ」の表現。

延慶本

「云何セントハ仰有ケレトモ今度既ニサテヤメヌ」の表現。

右にあげなかつたが、「旧延慶本」には文の主語としての「成良」「鎮西者共」という語句がある。「旧延慶本」の独自表現は成良の言葉と成良を中心とする四国の武士が平家に味方したこととである。「旧延慶本」のこの章段を読むと「成良」という名前が頻繁に出てくる（七回）が、それは新しい中心人物を印象付けようとしてなのであろうか。

十五兵衛佐蒙征夷將軍宣旨事

延慶本

「應」「五畿内」の表現。

十六康定関東ヨリ歸洛シテ関東事語申事

「旧延慶本」

「御使ヲ奉テ」「柏原天皇ノ御末ニテ候」「出候シ日」の表現。

十七文覺ヲ使ニテ義朝ノ首取寄事

「旧延慶本」

「白地ニ宿シ入ラレタラム者」「野澤ニ捨タル首ヲ取テ」「石橋ノ軍ニハ兵衛佐負タリケレトモ次第第二勢付テ所々ノ軍ニ打勝テ後父」

「旧延慶本」・延慶本「平家物語」第四の独自記事・表現（橋口）

「ト覺テ哀也」の表現。

延慶本

「謀反ヲ興ス」「義朝ノ首實ニハ未獄中ニ有ル由兵衛佐聞給テ文覺ヲ使ニテ都へ上セテ奏聞ヲヘラレケルニ」「義朝ノ首給テ」「紺搔ウレシト思テ件ノ首ヲ取テ」「一階ヲ可被贈由シ兵衛佐公家へ被奏ケレハ即」「意合則胡越為昆弟由余子藏是ナリ不合則骨肉為讎敵朱象管蔡是ナリ只志ヲ明トセリ必シモ親ヲ明トセストソ文学ハ申ケル」「大名小名迎ニ参リタリ」「兵衛佐冠帯ヲタ、シクシテ」「梶原以下ノ」の表現。

右の「文覺ヲ使ニテ義朝ノ首取寄事」の独自表現については拙稿〔一〕のこの章段の項で大まかな指摘をして置いたし、「旧延慶本」・延慶本（第四）と他本^{（注五）}でもこの章段の「旧延慶本」本来の内容についての私見を述べて置いたので繰り返さない。延慶本の独自表現の中では、頼朝の主導ということが強調されるようだ。真の首を求めに遣したのも頼朝だし、贈官を要請したのも頼朝ということになっている。延慶本は「右大将頼朝果報日出事」で全編を終えるが、そのことと関係があるのかもしれない。又、「意合」云々のような漢文の対句は、七「平家人々宇佐宮へ参給事」にも出ていた。

十八木曾京都ニテ頑ナル振舞スル事

「旧延慶本」

「ヲカシカラサルヘキ」「是マテ参ニコソ候へ入見参ト申セト候」^{×××××}「今井^{四郎}樋口^{次郎}高梨根井ト云四人ノキリ者有ケリ」^{×××××}「腹立ケル」^{×××××}「参リタトハ何事ソト云御料ニシカラセ給」^の「根井木曾^{くはしく木曾ニ申}ニクワシク語タリ」^{毎月に}「サテハ人コサムナレ」「スヘハツレハ」「ヲヒタ、シキ様ニ」^{毎月に}「観音講ニ一月ニ一度スウル」^{毎月に}「手ツカラ合子モサラモ取重テ中納

「旧延慶本」

「不思議ノ事コサムナレトテ」「當時ノ形ヲカヘテ」「見ユヘキナラハ初ヨリコソ見ユヘケレトモ汝ヲ不便ニ思故ニ見ヘヌナリ」の表現。

延慶本

「伊榮カ先祖ヲ尋ヌレハ」「ヨイノムツ事ハテヌレハヤコエノ鳥モ鳴瓦リ衣々ニナル」の表現。

「旧延慶本」の独自表現は全て会話文と言っている。しかも、大蛇が娘にその本体を見せるかどうかの遣り取りが中心になっている。

「ヨイノムツ事」以下の七五調の美文は、七「平家人々宇佐宮へ参給事」にもこのような美文があったことから見れば、延慶本編著者の好みなのかもしれない。

十三尾形三郎平家お九國中ヲ追出事

「旧延慶本」

太宰府から帰ってきた伊村と伊榮が話をするところ。「サコソ浅猿シク思ワレケメ」「具シマヒラセテ勢多ク入候マシ」「國母採女ハ流涙而凌巖石給三公九卿ハ郡寮百司ノ数々ニ奉従事モ無朝マノ風モ身ニシム」「各一所ニ指ツトヒテハ詠シ給ケル」「サコソハ悲ク思食ケメカクテ聊ナクサム心地セラレケル」「カクソ思ツ、ケ給ケル」「彼所者地形眺望少故アル所也」「景氣被思出ケレハ」「ナントナクロスサミニ」の表現。

延慶本

「秋時雨コソ所セケレ」「ノソ、ク時田」「アヤシノ女房與ニ奉リテ女院計ソ御同與ニ被召ケル」「列ヲ乱シ山ワラウツニ深泥ヲ沓テソオワシケル」の表現。

前述の拙稿「(一)」のこの章段の項で、右に関することについて、「女院計ソ御同與ニ被召ケル」というのは都落ちでの表現だが、『流涙而凌巖石給』国母と女院は同一人の筈だから、延慶本は重複による矛盾のようなものを抱えてしまっている」と述べた。今回の調査をもとに見直してみると、この矛盾は延慶本独自の表現と「旧延慶本」のそれとの間で起きていることになる。このことは延慶本が「旧延慶本」の表現を残すことに執着したということ物語るのであろうか（延慶本の独自の表現「列ヲ乱シ」云々は右の「旧延慶本」の独自の表現「國母採女ハ」云々を受けるものである）。又、「旧延慶本」に「サコソ……思ワレケメ」という表現が二回も出ていることも注目される。

十三左中将清經投身給事

「旧延慶本」

「四国ノ方」へ向かったということ。

延慶本

「最心苦シク被思ケル人」「西海ノ浪ニ溺ナハ再會其期ヲ不知何ナル人ニミヘ給トモ思出テハ念佛申テ後世訪テタヘトテ」「中将都ヲ出給テ後ハ」「實ニヤサシクアワレナリシ事也」「哀ナリシ事也」の表現。

この章段の独自表現については拙稿「(二)」のこの章段の項で指摘したので繰り返さない。それにしても延慶本の編著者が「アワレナリシ事也」を繰り返しているのはこの章段の受けとめ方（編著した方向）を語ることになっている。但し、このような短い感想を加えることは特に延慶本だけに見られるものではない。

七平家人々宇佐宮へ参給事

「旧延慶本」

一行に北政所を加えること。「七疋引セ」「第三日」とすること。

延慶本

八月二十日のこととすること。女院を加えること(「皇后」の所に)。

「社壇ヲ拝スレハ」以下の対句仕立の七五調の美文。「権現者」以下の靈験のあらたかさを記し、次の章段を導く文。

「旧延慶本」が七日参籠の第三日に宇佐大明神から願いが叶わない旨の和歌のお告げを得ていることは興味深い。と言うのは、第一本六「成親卿八幡賀茂二僧籠事」でも「旧延慶本」は第三日に靈歌が告げられたとして(八坂本も)て、最後の日とする源平盛衰記や殆んどの当道系本と際立った対照を見せているからである。「旧延慶本」は神明に關する習わしのようなものを異にしているのかもしれない。

又、延慶本の編著者が独自に駢儷文を加えていることも興味深い。

八字佐神官カ娘後鳥羽殿へ被召事

延慶本

この章段全部。

宇佐神官の娘が和歌によって種々の思いを遂げた物語である。前章段末に「感於無名負人命之詠」とあるので、「無名」を広めた男に罰を与えた話を中心なのであろう。許婚の男の命を召したとは衝撃的だが、神明に無実を和歌で訴えたというのは六「安樂寺由来事」に「待賢門院ニ待ケル女房」や「大納言禪師ト云シ人」の話があった。延慶本独自記事中の一つの特徴と言えるのかもしれない。又、同話には、「荒籬ニ見テ露ヲ」云々の娘の様子を描く対句仕立ての美文がある。

九四宮踐祚有事付義仲行家ニ
勳功ヲ給事

「旧延慶本」

「万ツ執行ハセ給フ」「構ヘサセ給」「皇帝」の表現。八幡放生会の始まり、後白河上皇、日吉社御幸の記事。

延慶本

「美乃」とすること。

「旧延慶本」の「万ツ執行ハセ給フ」「構ヘサセ給」の二つの表現は南都本のそれとの関りを考えさせる。前者は南都本では「頭藏人ナサレ殿上人仰ラレナントシ」と具体的に描かれ、後者は「稱シ」と誤写の關係を思わせる文字になっている。特に前者は直前に「御所ニ候給テ」という「旧延慶本」、南都本にしかない語句も認められるので、このあたりで両本が密接な關係にあることは間違いない。

独自記事、日吉社御幸では中納言藤原朝方の名前だけが記されることに興味を覚える。朝方は法住寺合戦の後で義仲によって解官された四十九人の一人で、源平鬪諍録・小野文庫本などを除く大方の本にその名前が挙げられている。この対応に注目すれば、日吉社御幸は朝方が後白河法皇側近中の側近だったことを記すために記されたのではないかという気がしてくる。このように法住寺合戦付近との脈絡で記事を補っているものに、一「高倉院第四宮可位付給之由事」の「大藏卿秦経義仲召」(延慶本)があった。このことは、同一の手法が「旧延慶本」から延慶本に引き継がれたことを物語るのであらうか。

十平家九國中可追出之由被仰下事

「旧延慶本」

「人民ヲ惱シ」の表現。

土伊榮之先祖事

「四宮ノ御事モカ、ルニコソ」の表現。

延慶本

「紀原」「木原」と書き分けること。「何レヲ何レト奉定ナラハ片方御恨ミ深ルヘシ」「其時有驗ノ高僧ヲ撰ハレケリ」「以仁」「是ハ籠居ノ由ニテ調状シ給ケリ」「神明三宝」の表現。

四宮の即位を延慶本のように「神明三宝御計」とするものは他本にない。長門本は「天照太神正八幡宮」だが、こちらは屋代本・平松家本・竹柏園本・百二十句本・八坂本といった当道系本と同じ表現がある。但し、「惟高惟仁ノ位諍事」の内容は長門本とこれらの当道系本とは大きく異なる。延慶本が惟仁親王に付ける「木原」は、平松家本では惟高親王の呼称となっている。延慶本の「木原」はおそらくは宛字で、「妃腹」の意なのではあるまいか。但し、これらの宛字が語りの文字への定着を語るとも見がたい。柿本紀僧正の名前「以仁」も誤写ではないかと思われるが、書写者に確かな見解があつてこれらの文字がとられたという風には見難い。

四源氏共勸賞被行事

延慶本

「ト覚テ」「思連」の表現。

五平家人々詣安樂寺給事

「旧延慶本」

「スミナレシ」の和歌の作者を修理大夫経盛とすること。

延慶本

「染殿后ニ名ヲ立テ東ノ方ヘ流サルトテ」見合ツ、名ニシヲハ、イサ事問ハム都鳥我思フ人有ヤ無ヤト 打詠テ「通夜而」「泣悲給ケル」「舊都ヲ思出テ」の表現。

長門本は、「スミナレシ」の和歌を柳浦での詠とする。長門本の場合、「比は九月のすゑなれば月くまなくさえたり」に応じるものが和歌になく、和歌の「神」が何に当たるかも不明瞭で、文に馴染んでいるとは考えられない。長門本は編集の下手際を見せている訳だが、延慶本にはそのような点はない。「舊都ヲ思出テ」の表現も和歌を生かしているようだ。

六安樂寺由来事 付書無雙事

延慶本

「北野天神」の生涯に関する若干の語句、「東風吹ハ」の和歌などを除いた記事、表現。

右の延慶本の独自記事も前述の拙稿「(一)」のこの章段の項で考察を加えた。今、改めてこの章段を読み返してみると、左遷されて家を出る処から後を和歌や漢詩に交えて綴った「安樂寺由来事」と任参議以後の官歴だけを記した部分は一つにする工夫はなかったものかという気がするし、「昔今ノ物語シテ平氏泣々下向シ給ヘリ」がぼつんと安樂寺の梅の神罰の後にあるのも全くおかしい。この章段は、経盛の和歌の解説に端を発したものと見られるが、道真、安樂寺関係の資料をいっぱい取り込んだだけで、十分推敲されないままに置かれているのではなからうか。

このように独自記事（資料の寄せ集め）で章段をなしているものに前述の二「平家一類百八十余人解官セラル、事」があり、延慶本の編集上の特徴と言えそうである。又、二「平家一類百八十余人解官セラル、事」の「義仲北陸宮推挙」(注)は源平盛衰記との共通記事であつたが、この章段の「安樂寺由来事」にある「東風吹ハ」の和歌など若干の他本との共通記事も全て源平盛衰記とのそれである（源平盛衰記も「スミナレシ」の和歌の解説というかたちである）。この点も興味深い。

「旧延慶本」・延慶本『平家物語』

第四の独自記事・表現

橋口晋作

「旧延慶本」^(注一)、延慶本『平家物語』(以下、『平家物語』を省く。他本も同じ。)第四(にあたるどころ)の独自記事・表現を延慶本の章段毎に纏め、考察を加えてみたい。

一高倉院第四宮可位付給之由事

「旧延慶本」

「見マイラセ」「上藤女房ニテ」の表現。

延慶本

「我末ナラサランニハ」^(注二)「是ヲ見奉ツ、」^(注三)の表現。「大藏卿秦経義仲召」^(注四)の記事。

「大藏卿秦経義仲召」については拙稿「南都本『平家物語』第九、及び延慶本『平家物語』第四をめぐって」^(注五)のこの章段の項で考察を加えた。今、改めて「大藏卿秦経義仲召」を読み返してみると、「忽ニ可蒙賞之由ハ所存也但被行ヲハ争可辞申候哉」をはじめとして誤写かと思われる所が数箇所もあるようである。書写の間に起こったことかとも見られるが、秦経本人か、秦経の報告を聞いた者の手になる資料を取り込む時によく読めなかったのかもしれない。義仲の知康への不快感を記した条は、既に述べたように、後日の義仲・知康の対立を意識して、その始まりを記すという恰好で増補されたものであろう。延慶本編著者は義仲・知康の仲に焦点を絞っていたようだ。猶、「行家義

仲参上之時ハ偏ニ稱ス郎從ト」書状ヲ義仲之許ニ給謹上木曾冠者ト書ケリ」という知康批判の言葉は、頼朝の「頼朝カ使」「當時モ頼朝カ書状ノ表書ニハ木曾冠者十郎藏人ト書テ候ヘトモ返事ハシテコソ候ヘ」に対応しているのであるまいか。そうだとすれば、これらの知康批判は夫「康定関東ヨリ歸洛シテ関東事語申事」の頼朝の言葉(但し、「旧延慶本」以外らしいが)から二次的に成立したということになるのかもしれない。

二平家一類百八十余人解官セラル、事

延慶本

「平家一類百八十余人解官事 解官名寄」^(注六)から「主上神器不帰洛之返書到着」^(注七)までの記事。

右の延慶本の独自記事も前述の拙稿「(一)」のこの章段の項で考察を加えた。そこに記したことが、延慶本は降人をめぐっての後白河法皇側と義仲との談判を前章段から引き続いて追っている。このように二章段にわたって降人問題の成り行きを記しているのは、日次記の体裁に沿いながら、問題の進展を、一気にはなく、やはり必要な日時を意識しながら味わってもらおうという考えがあるからと見るべきだろう。

又、今、改めてここを読み返してみると、貞能の「私ノ申状」が添えられているのに興味をもった。これは、彼が後白河法皇の意に従っていた証拠のようなもの(助命が許される時の理由になる)であろうが、延慶本はこのような資料も集めることが出来たということになるのであろうか。

三惟高惟仁ノ位諍事

「旧延慶本」